

## 様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

### 認定事業適応計画の概要の公表

#### 1. 認定の日付

令和4年7月28日

#### 2. 認定事業適応事業者の名称

福岡ソフトバンクホークス株式会社

#### 3. 認定事業適応計画の内容

##### （1）事業適応に係る事業の目標

新型コロナウイルスの影響により2020年度、2021年度の野球観客動員数並びにBOSS E・ZO FUKUOKAの来館者数は予算対比で大きく落ち込んだ。野球事業では積極的な人的投資や新たなトレーニング機器やシステム導入、設備投資を行い更なるチーム強化を図るとともに、ファンが感動する新たな観戦価値を提供できるようなサービスを実現するためのハード面（ビジョン、カメラ、照明、座席等の各種機器・設備）やアプリやシステムといったソフト面での設備投資を行うほか、法人に対してもよりそのニーズが届くような体制を強化するためのシステムの導入、広告媒体の強化を行う。また、BOSS E・ZO FUKUOKAでは新コンテンツを導入することにより、魅力あるエンターテインメント施設への昇華を実現する。さらに、カーボンニュートラルの実現にも積極的に取り組むことでブランド価値をあげ、PayPayドームやBOSS E・ZO FUKUOKAへの来場促進を図ることで全社業績のV字回復を目指す。

##### （2）その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

計画終了年度である2027年2月期のEBITDAマージンが、基準年度である2022年2月期と比較して5%ポイント以上上回ることを目標とする。

##### （3）財務内容の健全性の向上を示す目標

2027年2月期において、有利子負債がキャッシュフローの10倍以下を目標とする。

また、経常収支比率は100%を上回る予定である。

##### （4）事業適応の類型

成長発展事業適応

- (5) 計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

**80 娯楽業**

(選定理由)

プロ野球団「福岡ソフトバンクホークス」の運営とこれに付随する業務を主たる業務としており、今後も中核事業として強いチーム作りに注力していく。

- (6) 事業適応の具体的内容

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、動員制限、リモートワークの導入、不要不急の外出の自粛等により、人々は野球やイベントに足を運ぶ機会が減少し、現地の応援についても様々な制限が設けられてしまった。また、人々のライフスタイル自体が大きく変化した。ワクチン接種の接種率の向上に伴い、動員制限の解除やイベントの集客は若干の回復をみせているものの、新型コロナウイルスの感染拡大の前に比較して、動員は大きく落ち込んでいる。

そこで、動員を回復させるために、次に述べるような投資を実施していく。

① 人々が応援したくなる魅力的なチーム作り

強いチームづくりを迫るため、更なる競争環境の充実とともに、練習環境の構築を行う。具体的には、人員を大幅に増強し、科学的トレーニングや新しい技術やシステムを導入するとともに、PayPay ドーム及びタマホームスタジアム筑後における施設の新設・改修を実施する。

② 新しい体験価値の提供を実現する施設・体制づくり

(a) 野球観戦

球場でしか体験できない価値を提供する魅力的な施設とするために、非日常的な空間を作り出す。具体的には、ビジョンや照明、最先端のカメラなどを導入することにより迫力のある多様な演出を実現する。またドーム内での飲食テナントの増加や入替のための改修を実施する。さらに、新たなコンセプトをもつ座席を導入する。

野球観戦時に新しい体験ができるように、生体認証、VR、AR、ブロックチェーン技術のような新しい技術に対応したアプリやサービスを導入する。

(b) BOSS E・ZO FUKUOKA

BOSS E・ZO FUKUOKA は 2023 年度に日本全国から足を運びたいエンターテインメント施設にむけて投資を行う。

具体的には、季節や流行を考慮し、VR 等の最先端機器を用いたエンターテインメント施設を毎年、各フロアにおいて創出する。

(c) 体制づくり

社内の業務フローを DX 化するため、顧客管理システムや商品管理システム等を刷新して情報を一元化できるような投資を行う。

③ SDGs の観点からファンに愛される企業

再生エネルギーの導入等を通じてカーボンニュートラルの実現に積極的に取り組み、地球規模での課題を解決する企業として、ブランドのイメージを向上させる。

以上の取組による野球興行及び BOSS E・ZO FUKUOKA の新規売上高が全体の売上 1%となることを目標する。

- ・産業競争力強化法第 21 条の 28 第 1 項の規定に基づく経済社会情勢の著しい変化に対応して行うものとして主務大臣が定める基準への適合：有

(7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期：2022 年 7 月 28 日

終了時期：2027 年 2 月 28 日